

## 第2回熊本市政治倫理審査会 会議録

(令和7年第1号調査請求事件)

開催日	令和7年(2025年)8月27日(水)	
開催時間	午後3時 ~ 午後4時30分	
開催場所	熊本市役所 議会棟2階 総務委員会室	
出席者	委員	鈴木 桂樹 会長 森 徳和 副会長 岩下 芳乃 委員 川内 恵里 委員 関 智弘 委員 西村 まりこ 委員 野田 幸孝 委員 藤本 雅士 委員 宮園 由紀代 委員 吉見 仁宏 委員
	事務局	総務局長 津田 善幸 総務局行政管理部長 黒部 宝生 総務局行政管理部総務課長 那須 光也 総務局行政管理部総務課副課長 上田 弘幸
	その他	請求趣旨説明者 西川 文武 氏 請求趣旨説明者 重松 孝文 氏
欠席者	向井 洋子 委員	

## 次 第

- 1 開会
- 2 調査請求者による請求趣旨の説明
- 3 質疑応答
- 4 今後の進め方
- 5 閉会

## 配 付 資 料

- ・ 配付資料一覧
- ・ 次第
- ・ 席次
- ・ 委員名簿
- ・ 委嘱状
- ・ 第1回熊本市政治倫理審査会 会議録
- ・ 追加資料 ㉓ジュリスト掲載「熊本市政治倫理条例」
- ・ 質疑応答用メモ用紙

## 会議録

那須総務課長	<p>ただいまから、熊本市政治倫理審査会を開会します。</p> <p>まず、本日は 10 人の委員にご出席いただいておりますので、定足数の 3 分の 2 以上を満たしておりますことをご報告します。</p> <p>また、本日は委員改選後の初回の会議となりますため、会長及び副会長の選出を行います。熊本市政治倫理条例施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっております。</p> <p>まずは、会長について、どなたかご推薦をお願いします。</p>
野田委員	<p>前回の会議まで会長をお務めいただいた鈴木委員にお願いできないでしょうか。今回の会議は、前回の議論の継続となることから引き続きよろしくお願いいいたします。</p>
那須総務課長	<p>鈴木委員に会長をお願いしたいとのご意見でしたが、皆様いかがでしょうか。</p>
	委員了承
那須総務課長	<p>鈴木委員はお引き受けいただけますでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>はい、よろしくお願いします。</p>
那須総務課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは会長は鈴木委員にお願いしたいと存じます。</p> <p>続きまして、副会長について、どなたかご推薦をお願いします。</p>
西村委員	<p>今回は法的な見地も必要なので、弁護士資格をお持ちの方が良いと思います。その中から、政治倫理審査会委員の経験が最も長い森委員はいかがでしょうか。</p>
那須総務課長	<p>森委員に副会長をお願いしたいとのご意見でしたが、いかがでしょうか。</p>
	委員了承
那須総務課長	<p>森委員はお引き受けいただけますでしょうか。</p>
森委員	<p>はい。</p>
那須総務課長	<p>それでは、副会長は森委員にお願いしたいと存じます。</p> <p>鈴木会長と森副会長は、お席のご移動をお願いします。事務局員がご案内いたします。</p>
那須総務課長	<p>ここで鈴木会長からご挨拶を頂戴できればと存じます。</p>
鈴木会長	<p>この審査会は開かれないことが理想だと思っておりますが、今回、具体的な事案が上がってきております。今日から実質的</p>

	<p>な審議となっております、私もこの審査会に入れていただいて4期目になりますが、具体的な事案を取り扱うのは初めてでございます。手探りで進めていきますが、皆様方から忌憚のないご意見をいただきながら、委嘱に応えられるような形に持っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。</p>
那須総務課長	<p>ありがとうございました。 それでは議事の進行を会長からお願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>それではさっそく議事に入ります。初めに、第1回審査会の会議録の確認を行います。事務局から、委員の皆様事前に確認依頼があったかと思いますが、何か修正意見はありましたか。</p>
那須総務課長	<p>ご意見はありませんでした。</p>
鈴木会長	<p>それでは会議録を確定させていただきたいと思います。なお、第1回審査会にご出席いただいた松下委員については事前に目を通していただいて、承認をいただいているという報告を受けております。 また、この会議録は、調査請求者及び調査請求の対象である市長にも審査状況をお知らせするというので、事務局からお送りいただければと思います。</p>
	事務局了承
鈴木会長	<p>それでは今日の次第に沿って進めてまいります。令和7年第1号調査請求事件の審査ということになりますが、調査請求書の違反の内容のところに記載されている、市長の政治管理団体に対する寄附に関するもの、特定パーティーの収入に関するものについて審議していくこととなります。 本日は、調査請求者の方に来ていただいて、その請求趣旨をお伺いし、今後審議していく柱やポイントなどに資するような形での質問を委員の皆様からお受けして、説明者にご説明をいただくという形にしたいと思います。 令和7年第1号調査請求事件の調査請求者である西川文武氏と谷口好美氏に出席を依頼し請求趣旨の説明をお願いしているところですが、事務局から何か補足があればお願いします。</p>
那須総務課長	<p>谷口氏につきましては、ご都合により欠席のご連絡をいただいております。また、谷口氏に代わり、重松孝文氏へ説明</p>

	を委任する旨の書面をいただいております。
鈴木会長	こちらに委任状が提出されておりますが、谷口氏の代理人として、重松氏の発言を審査会として承認してよろしいでしょうか。
	委員了承
鈴木会長	それから、令和7年（2025年）8月22日付けで調査請求者より追加資料の提出がっております。この審査会における追加資料については、請求内容に関係のあるものに取り扱うことと考えておりますが、よろしいでしょうか。
	委員了承
鈴木会長	この追加資料の出典は分かりますか。
那須総務課長	ジュリストという書籍で、著者は竹内重年氏ですが、これがいつのものであるかは情報がありません。
鈴木会長	<p>ご提出いただいた方も、年月日は分からないということでしょうか。実は私も気になって調べたところ、ジュリストの増刊の新条例百選という1992年4月発行のものであることが分かりました。</p> <p>本日も欠席の向井委員からもご指摘がございましたが、資料として提出いただく際には必ず出典が分かるようお願いいたします。今回はたまたま調べて分かりましたが、本来は形式要件ではねられてしまいます。</p> <p>また、かなり古い文章ですので、この文章で審査会の議論が拘束されることを向井委員は心配されておりました。そこで、共通理解として確認しておきたいのですが、今回、調査請求書とともに添付資料をご提出いただいております。追加資料も含めて、これらの資料に審議が拘束されるということではなく、あくまで審査の展開の中で、参考としてこの資料を使わせていただくなり、我々自身が調べて資料を持ってくるなりということを想定しておりますので、資料によって審議が拘束されることはないということをご共有したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
	委員了承
鈴木会長	それでは、西川さんと重松さんは事務局の誘導に従って席のご移動をお願いします。
鈴木会長	これから請求趣旨をご説明いただきますが、説明時間は2人合わせて10分を目安で事前をお願いしておりますのでご

	<p>協力のほどよろしくお願ひします。</p> <p>説明をしていただいた後に、委員の皆様方からご質問をお受けしたいと思ひます。</p>
西川文武氏	<p>本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。</p> <p>私たちは、大西市長の政治資金の取扱いに関し、市民として看過できない疑念があることから、5,795筆の署名を添えて調査を請求いたしました。これは決して政争や感情的な批判ではなく、「政治には倫理が必要だ」という市民の真っ当な願ひに基づくものです。</p> <p>大西市長はこの件に関して、「政治資金規正法に則って適切に収支報告をさせていただいている」と繰り返し述べています。</p> <p>しかし、私たちが調べていただきたいのは、政治資金規正法に違反しているかどうかではありません。政治倫理条例に違反しているかどうかです。</p> <p>1 政治資金パーティーの多さと国会における裏金問題との類似性</p> <p>大西市長は、政令指定都市の中でも際立って多数の政治資金パーティーを開催しており、その手法が国会で問題視された「裏金問題」と類似している点が極めて問題です。</p> <p>国会では、自民党の派閥が主催する政治資金パーティーが、収支報告書への不記載や虚偽記載と結びつき、裏金として所属議員に還流していた事件が明らかになりました。この事件を受け、法律はパーティー券購入者の氏名公開基準を20万円超から5万円超に引き下げる改正が行われました。</p> <p>この国会の問題と大西市長の事例には共通点があります。いずれも、「収支の不透明さ」が裏金づくりや官民癒着の構造を生んでおり、熊本市政においても同様のリスクが存在すると市民を強く危惧しています。</p> <p>2 政治資金パーティーの不透明さとでたらめな収支報告</p> <p>令和4年10月の政治資金パーティーでは、収支報告書に1,157枚のパーティー券販売と記載し、そのうち「対価の支払いをした者の数」は1,052人と記載しておりますが、会場の最大収容人数は800人にすぎず、販売枚数・支払者数との間に明らかな矛盾があります。</p> <p>さらに、大口購入者2名を除いても残りは1,050人分であ</p>

り、数字がそもそも一致しません。企業関係者からは、「実際には1人で10枚、20枚単位で購入している」との証言もあり、収支報告書における「支払者数」と実態が大きく食い違っています。

本来、収支報告書に記載すべきは、参加した人数ではなく実際に対価を支払った人数です。それにもかかわらず、販売枚数・支払者数・会場定員のすべてに矛盾が生じていることは、単なる事務的ミスではなく、実態を覆い隠す不透明な記載であると考えざるを得ません。市民感覚から見れば、これはまさに「不正を疑われても仕方がない状況」です。

### 3 随意契約と寄附の癒着構造

さらに重大な問題は、市が随意契約で発注している企業の役員から、市長の政治団体に多額の寄附がなされている点です。

随意契約とは競争なしで市が特定の企業に仕事を発注する制度です。その発注先企業が市長に政治資金を提供している構図は、発注者と受注者が金銭で直結している癒着の構造に他なりません。しかもこれは市民の税金を原資とした公共事業であり、倫理的に大きな問題です。

地方自治法では、自治体の契約は一般競争入札が原則と規定しています。公正公平を第一とするならば当然のことです。なぜ一般競争入札より随意契約を優先しているのでしょうか。公正公平に処理がなされていると主張されていますが、一般競争入札より随意契約を優先させている以上、いくら大西市長が公正公平に処理していると主張しても疑問が生まれるのは当然ではないでしょうか。

さらに、提出した資料に詳しく書いていますが、新庁舎建設で設計を担うJVの構成企業の住所で、その企業の役員が市長の政治資金管理団体に多額の寄附があったという事実は市民の目にどう映るのでしょうか。発注権限を持つ市長は、熊本市政治倫理条例に照らして、疑念が持たれるのではないのでしょうか。熊本市政治倫理条例には、「市民から疑惑を持たれるような行為をしてはならない」と明記されていますが、この構造自体がその条文の趣旨に正面から反しています。

### 4 調査委員会へのお願い

	<p>以上の点から、私たちは調査委員会の皆様に、次の観点から審査をお願いしたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形式的な違法性の有無ではなく、市民の信頼を守る観点から</li> <li>・政治資金パーティー収支報告書の記載が、実態に沿っているかどうか</li> <li>・随意契約を結んだ企業からの寄附と、市長の資金管理団体との関係が政治倫理に反していないかどうか</li> <li>・そして、他の政令指定都市と比べても際立って多数の政治資金パーティーを開催し続けている姿勢そのものが、国会で裏金問題として批判されている状況と照らし合わせても、市民の疑念を深めており、政治倫理上、到底看過できるものではないこと</li> </ul> <p>結びに、市長という立場を利用して、市の公共事業の受注業者から多額の資金を集める行為、そして収支報告に実態と矛盾する記載があることは、市民感覚から見て到底受け入れられません。私たちが求めているのは、「法の隙間を突いた説明」ではなく、「疑念を招かない公正な市政」です。今回の調査請求は政争ではなく、市民の信頼と真つ当な政治を取り戻す第一歩です。どうか今回の審査が、熊本市政に新たな倫理基準を打ち立てる契機となることを強く願っております。</p>
重松孝文氏	<p>重松孝文です。本日は請求代表者・谷口好美の代理として陳述いたします。</p> <p>本市の政治倫理条例は、1990年（平成2年）に市議会の総意で制定されました。その後、2001年から2015年にかけて市民の調査請求署名に基づき4つの事案が審査され、辞職勧告決議が2回、あと2回は、市議会本会議において深く反省の意を表明し、政治倫理確立に向けての強い決意を宣誓することを、該当する市議会議員に勧告しました。</p> <p>こうした経験を通じて、市議会議員はもちろん、市職員と市民の中で政治倫理を確立することの重要性を確認することができました。辞職勧告をされた2人の市議会議員は、辞職勧告を拒否しましたが、その後の選挙で市民の審判が下されました。</p> <p>実は、2001年の最初の審査会には私自身も審査会の委員の一人として、審議に参加することができました。その中で感</p>

じたことですが、審査員全員が納得する結論を得るためには、政治倫理条例第3条の政治倫理基準に基づき、①特定の企業、団体等のために有利な計らいをしないこと、②政治的又は道義的批判の恐れのある寄附等を受けないこと、③その地位を利用しいかなる金品も授受しないこと、④市民全体の代表者としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないことについて、どの行為が政治倫理に反しているのか、厳格に事実確認をすることが欠かせませんでした。

これまでの4回は、いずれも市議会議員の政治倫理違反が問われてきましたが、今回は市長の政治倫理違反が問われることになり、極めて重大です。

予算案を議決する市議と違って、市政全般を代表し、直接公共事業の発注権限を持つ市長の責任は重大です。多くの市民が短期間に必要な署名数を大幅に超える署名を集めたのは、「何で市長がそんなにお金が必要なのか、おかしい。」あるいは「年に2回も政治資金パーティーをして、毎年のように多額の寄附を集めるなんて信じられない」など、市長がお金を集めることへの疑惑が日に日に広がっているからです。審査会への期待は大きいと思います。

市民が不信を持つのは当然です。これまでの歴代市長と比べても、他都市の市長と比べても、政治資金パーティー回数之多さでも金額でも巨額である上に、それでも足りずに会社役員等から多額の寄附を受けていることは、まったく異常としか言いようがありません。

こうした政治資金集めが、市長在任中に毎年繰り返されると、市長の周りには自然とお金持ちが集まるようになるのは当然ではないですか。こんなことを許したら市政が腐敗してしまいます。市民が不信の目を向けるような行為が市長としてふさわしくないとなぜ理解できないのでしょうか。他都市の例も調査してみてください。異常さがよく分かります。

私からは会社役員からの寄附について疑念が深まるばかりですので、次の点について徹底した調査をしていただきたいと思います。

第1は、メディアでも指摘されていますが、寄附者の住所

に自宅の住所ではなく企業・団体の事務所の所在地が記載されている問題です。大西市長は、「寄附者から申請された住所を書いている」と答え、訂正する意思もありません。裏金問題をはじめ政治資金に詳しい有識者は、「寄附者が企業の所在地を伝えた場合は『企業からの寄附です。』とのメッセージと受け取れる。」、他方「寄附を受けた側が企業所在地を記載したのであれば、『企業からの寄附』との認識があったと推察できる。」と厳しく指摘をしています。なぜ多くの会社役員が、自宅住所とすべきところを企業・団体の事務所の所在地で申請したのか、その経緯を明確にしてください。所得控除を受けるためには自宅住所が必要です。寄附した者に確認する必要があると思います。その上で、条例第3条2項の「企業・団体等から政治的または道義的批判を受ける恐れのある寄附等を受けないこと」に抵触するのかどうか判断を下してください。

第2は、市の公共事業を受注した企業の役員が多額の寄附をしている問題を解明することです。特に、寄附額が数十万、50万、100万円の寄附はあまりに異常です。市民から見れば、個人としての寄附とは考えられません。企業からの寄附ではないかと疑念を持つのは当然です。多額の個人寄附をした役員の企業が多額の公共事業の落札、あるいは随契で受注していれば、市長が「特定の企業」に「有利な取り計らいをした」と疑われるのではないのでしょうか。あるいはそう疑われてもやむを得ないのではないのでしょうか。市民から疑われるような行為を禁じているのが政治倫理条例です。

第3に、裏金問題をきっかけに、企業・団体献金をめぐって、国政・地方政治で大争点になっています。実際には企業献金として企業の財政から寄附をしても、収支報告書に個人寄附と記載してあれば、個人寄附と認めざるをえないということになりかねません。であれば、企業・団体献金の規制が根底から意味がなくなるのではないのでしょうか。「企業や団体が見返りを求めて献金し、政治をゆがめているのではないか」という多くの市民の疑念・不信を一掃するために、本政治倫理審査会がその役割を果たすことを期待しています。

今のような、政治資金集めを市長が繰り返すなら、市民の

	<p>不信を解消することはできません。私たちが望むのは、第1にパーティーをするのは自由ですが、政治資金集めを目的とするのは中止することです。</p> <p>第2は、お金を持っている人に個人寄附を依存するのではなく、市長を応援する一般の市民が後援会費を納めるようにするのであれば、異存はありません。</p> <p>以上で、陳述を終わります。</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様からのご質問を伺いたいと思います。再三申しておりますが、この場で何か事実を究明するものではなく、今後、審査会としてどのようなポイントで議論をしていくかを検討するために、請求者の意図を確認するというスタンスでご質問をいただければと思います。</p> <p>また、ご説明いただいたお2人は、質問された内容で答えられないものについては無理をしてお答えいただく必要ありませんので、ご承知おきください。</p> <p>それでは、ただいまの説明及び請求書、あるいは資料について委員の皆様方からご質問があればお願いします。</p>
藤本委員	<p>6,000以上署名を集めていらっしゃるんですけども、これはどういう形で集められたのでしょうか。</p>
西川文武氏	<p>協力したいという人たちに用紙を配りました。住民投票をした際にご協力いただいた方たちに今回も協力していただきました。</p>
藤本委員	<p>街頭で署名を集めたりはしなかったのでしょうか。</p>
西川文武氏	<p>街頭でも集めました。また、お宅を訪問して集めたりもしました。</p>
鈴木会長	<p>収支報告書の住所欄に会社の住所が書かれているということですが、その確認方法についてお尋ねします。添付資料①や②などの備考欄に会社名を記載されていますが、どのように調べられたのでしょうか。</p>
重松孝文氏	<p>これは一般の個人で調べるのは相当難儀するものですから、共産党市議団が議会で質問するために調べたものを書いて今回提出しました。収支報告書には名前しか載っていないので、その人がどの会社であるかを調べるのには相当苦労したと聞いております。</p> <p>また、資料の中に出してありますが、公共事業を受注した</p>

	<p>会社一覧とも比較しながら、その中でどれだけの市の事業を受注したのかということも照らし合わせながら調べました。ほとんどは会社の代表ですので、インターネットでも調べることができます。名前を入れれば、その会社のいわゆる役員であるとか、社長であるとか、会長であるとか、取締役であるとかということのも全部出てきます。</p> <p>それをベースにして、一人一人追っかけていったということになります。</p>
鈴木会長	<p>基本的にはインターネットを使って調べていったということですかね。</p>
重松孝文氏	<p>はい。それから、市の事業を受注した会社については、受注したことが分かる資料が市から出ますので、それで見れば良いということも市議団から聞きましたので、それもしました。</p>
鈴木会長	<p>今、言及があったのでついでお聞きしたいのですが、添付資料⑥について、この左側にある企業名は収支報告書に出てきた企業名が書かれているのですか。</p>
重松孝文氏	<p>これは市議団が議会で質問するために市の契約管理部から直接取り寄せたものであり、全ての企業の契約一覧表として提出しています。</p>
鈴木会長	<p>これが全てということですか。</p>
重松孝文氏	<p>はい、そうです。</p>
鈴木会長	<p>分かりました。</p>
野田委員	<p>調査請求書の中に、「特定の企業に有利な取り計らいをしたことが疑われる」と書いてありますけれども、これは同業者の中で受注資格があるのに発注してもらえない会社があるのではないかという疑念でしょうか。それともある程度の実事関係を把握されているのでしょうか。</p>
重松孝文氏	<p>個人寄附をしているところの6割近くが受注している状況から、関連があるのではないかと考えています。私も直接の事実は申し上げられません。それがあればもう刑事事件ですけどね。あくまでもこういう状況であれば一般市民から疑われても仕方がないのではないかと思い、政治倫理条例には該当するのではないかということを出しております。</p>
鈴木会長	<p>今の点に関連して、調査請求書の第1段落とか第3段落にある「有利な取り計らいをした」とか「地位を利用し」とい</p>

	うのが、かなりキー単語になっていると思うのですが、具体的にこんなことがありましたというのを示していただけると調査のきっかけになるのですが、それはあるのでしょうか。
重松孝文氏	この運動の中で色々な市民からの声を聞いておりますので、いくつかの事実関係は解明していますが、最初の段階ではまだ出していません。必要であれば次の審査会までに資料は出したいと思います。
鈴木会長	次から次に資料を提出されると永遠にこの審議会が終わりませんので、基本的には調査請求書と添付資料から出発してそれを中心に審議していくということになるかと思えます。 それから、趣旨説明の中で、政治資金規正法の法律違反ではなく、政治倫理の方に焦点があるとおっしゃっていましたが、調査請求書の中では政治資金規正法の法律違反であるという文章が出てきます。そこで確認ですが、法律違反であるとお考えになられているのであれば、告発はされているのでしょうか。
重松孝文氏	準備はしました。 政治資金規正法では、本来、本人の自宅住所地を書くようになっています。それをわざわざ企業の住所にしているのが大半なものですから、先ほど話しましたように、国会の中でも、自宅の住所を書いていれば有効だけでも、会社の住所地を書いている場合は、それは本当に政治資金規正法が求めている住所とは違うのではないかと考えておりますが、それだけで争っても、告発としてどこまで追求できるか私たちも確信が持てませんでしたので、それを指摘する程度にとどめています。 今後もう少し調査が進めば、そういう形でもこれはしたいと考えています。
鈴木会長	今現在は、告発はされていないということですね。
重松孝文氏	はい。
吉見委員	調査請求書の第3号の部分を読むと、多額の公共事業を受注している会社の役員が発注権限を持つ市長の後援団体から、寄附の依頼があれば断ることが難しく結果的に市長が地位を利用し、後援団体の資金集めを行っている形になり、規

	<p>定違反であるとして書いてあります。これについて、「市長から寄附の依頼があれば」という仮定の話をしているようにも読めますが、具体的に寄附の依頼があったというご主張なのでしょうか。</p>
重松孝文氏	<p>そういうこともありえると考えてはいますが、実際そういうことを聞いてはいないものですから、そこはまだはっきり証明できていません。</p>
吉見委員	<p>分かりました。</p>
鈴木会長	<p>他に何もなければ質疑応答を終わります。説明者のお二人はありがとうございました。今後の審議の中でも、何かお聞きすることがあろうかと思しますので、その時はご対応のほどよろしくお願いします。</p> <p>それでは、本日の趣旨説明を受けて、今後どのように進めていくかということをご相談したいと思います。自由にご意見を出していただきたいと思えます。ただ、今日スケジュールや展開を固めるということではなく、とりあえずこういった方針で進めていくということで、審査の展開によっては新たな論点が出てくるかもしれませんし、他の資料が必要になってくることもあるかと思しますので、そのあたりは柔軟な対応をしていきたいと考えています。</p> <p>まず、私が少し考えたのは、審査の柱になるのはやはり調査請求書の4つの段落だと思えます。形としては、これに回答するというような、結論といえますか、そういうものにしていく必要があると思えます。</p> <p>また、その手前で事実確認をしておく必要があると考えております。すぐ思い浮かんだのは、政治資金規制法に関することです。要するに、政治資金規制法に基づく収支報告書に、その方の企業や団体の住所が書かれていたということが出発点になっているので、収支報告書の住所欄に企業または団体の所在地が記入されていた場合に虚偽記載となるのかどうかについて、この審査会として制度を運用している熊本県選挙管理委員会に問い合わせるという作業は必要なのではないかと考えております。</p> <p>その際、何を聞くかということですが、まずは、収支報告書の住所欄に企業の住所が記載されている場合、虚偽記載となるのか。それからもう1つは、企業の住所が記載されてい</p>

	<p>る場合、個人献金ではなく企業献金とみなされるのか。これらを熊本県選挙管理委員会に確認する必要があるのではないのでしょうか。場合によっては、総務省の政治資金課への問合せになろうかと思いますが、仮に熊本県選挙管理委員会に確認するとすれば、他に確認すべき事項はありませんか。</p> <p>もう1つ確認するとすれば、第4段落に特定パーティーの話が出てきました。これについて、支払者数の欄に参加者数を記載した場合、虚偽記載となるのかということについても、熊本県選挙管理委員会の見解をお聞きしておいた方が今後の議論の参考にはなるかと思えます。</p>
森副会長	<p>どこに問い合わせるかという点については、政治資金規正法を所管するのは総務省なので、熊本県選挙管理委員会としても独自に回答するというよりは、おそらく総務省に照会をかけて、その結果を受けて回答を出してこられると思えますので、総務省に直接照会することも選択肢として考えられると思えます。</p>
鈴木会長	<p>あるいは、両方に照会をかけるのも良いですね。</p>
森副会長	<p>良いと思えます。どちらが早いかということになりますね。</p>
鈴木会長	<p>分かりました。それでは、特定パーティーの支払者数の欄に参加者数を記載した場合に虚偽記載となるのかという点も含めて、熊本県選挙管理委員会及び総務省に照会をかけるということによろしいでしょうか。</p>
森副会長	<p>もう一点だけ良いですか。</p> <p>熊本市政治倫理条例第3条第1号について、「市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしない」とありますが、表現としては、「した恐れが」ではなく「しない」となっておりますので、判断すべきは、そういった事実があったかなかったか、ということになると思えます。</p> <p>先ほど会長が趣旨説明者にご質問をされたのは、今回、調査請求をされた方々が事実関係について何らかの情報をお持ちであれば、それに絞って、効率的な審査・調査ができるという趣旨だと理解しています。</p> <p>それに対するご回答を聞いたところ、明確な事実関係があるようなお話ではありませんでしたので、後から五月雨式に</p>

	<p>情報が出てくると審査にも支障が出てくると思います。そのため、一定の期限までに請求者からお持ちの情報を出してもらって、それを審査のテーブルに乗せるかを検討する必要があるのではないのでしょうか。雲を掴むような話ではなくて、具体的な事実の有無があれば、効率的に調査ができると思います。</p>
鈴木会長	<p>改めて審査会から請求者側に対してお願いをするということでしょうか。</p>
森副会長	<p>手順としては、調査請求書がベースにはなるので、新しい資料を付け加えるということではなく、調査請求書の4段落における不明瞭な点に関して会長名で釈明し、それに調査請求者から回答してもらおうという形で、事実の主張や資料等の請求をお願いすることになるかと思います。</p>
鈴木会長	<p>分かりました。そうしますと、調査請求書における不明瞭な点について皆様のご意見をお聞きしたいと思います。先ほど私が出したのは、特定の企業に有利な取り計らいをしたことや、地位を利用したことに関する具体的な事例についてでしたが、他に何かありますか。</p>
野田委員	<p>確認ですが、調査請求者の方から提出された内容だけを審査するのでしょうか。あるいは、我々が調査する中で、新たに出てきた論点についても審査の対象に入れるのでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>「調査」というのは、どのようなことを念頭に置かれているのでしょうか。</p>
野田委員	<p>調査請求書の資料を見ながら、新聞記事等とも整合する中で、少し気になる点があった場合には議題にのせていくこともできるのか、ということです。</p>
鈴木会長	<p>皆様どうでしょうか。個人的にはあり得ると思っています。ただし、あくまで調査請求書に載っている内容に沿うような形で議論していくことになるので、それと関係があるかどうかという点については議論の展開次第だと考えています。</p>
野田委員	<p>分かりました。</p>
鈴木会長	<p>調査請求者に改めて確認する内容は、先ほど私から出した、特定の企業に有利な取り計らいをしたことや、地位を利用したことに関する具体的な事例に関するものでよろしい</p>

	<p>でしょうか。</p> <p>また、熊本県選挙管理委員会と総務省への照会内容は、パーティーの件も含めて3点問い合わせるということでよろしいでしょうか。</p>
	委員了承
鈴木会長	<p>問い合わせの文章は事務局で起案していただいて、委員の皆様を確認のうえ通知するということがよろしいでしょうか。</p>
	委員・事務局了承
鈴木会長	<p>その他、審査会としてこれから必要な作業はありますか。</p> <p>収支報告書に企業の所在地を記載しているかどうかという点について、これをチェックする作業というのは必要ですかね。</p>
西村委員	<p>それに関しては、企業の住所を書くことが虚偽記載にあたるかどうかについて、熊本県選挙管理委員会と総務省の見解を確認した後でも良いのではないのでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>そうですね。ただ、これをチェックしないことには何も言えないとも考えております。事務局においては、内々で確認作業を始めていただいているようですが、調べる方法が難しいと思っています。事務局では、どのような材料をもって企業の住所であるかどうかを確認されているのでしょうか。</p>
那須総務課長	<p>企業の情報が載っている書籍がございますので、その書籍に載っている範囲での確認作業を試みているところです。</p>
鈴木会長	<p>分かりました。</p>
岩下委員	<p>これに関しては、どの部分に企業の住所が記載されており問題である、ということを調査請求者側からお示しいただくのが良いのではないのでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>もう一度問い直すということですね。それを含めて調査請求者に確認するということがよろしいでしょうか。提出された資料にはおそらくマーカーで印をつけているであろう箇所等もあり、その意図も不明ですので、そういった点も含めてもう少し確認する必要はあるかと思います。</p>
西村委員	<p>調査請求者への確認については異論ありません。</p> <p>その手前の話で、一般的な感覚として、なるべく自宅住所を出したくないという思いはどなたにもあると思います。</p> <p>現在、法務局における会社の登記でも、代表者個人の住所</p>

	<p>は出さなくていいようになってきておりますので、会社の住所を記載している場合でも、そういった市民感覚があるという点を踏まえて併せて調査していけたらと考えております。</p>
鈴木会長	<p>その点に関しては今後の議論で絡んでくると思います。まずは事実としてどのくらいの件数、割合で企業の住所が記載されているのかを確認したうえで、それをどう判断するのかがまた別の作業になってくると考えています。その時は大変悩ましい意見交換が必要になってくるとは思いますが。</p> <p>その他にご意見ありませんか。</p> <p>一つ思いついたのは、「地位を利用し」という点に関わってくるかと思いますが、市長が契約関係で便宜を図ったかどうかということについて、どのように確認するかということです。先ほどの質疑応答でもありましたように、現時点では具体的な事例というのは調査請求者側においても把握されていないという状況です。具体例がないとすると、要するにこれは契約に関する話なので、熊本市の契約に至るプロセスをお聞きするのも選択肢の一つかと思えます。管理職の恣意的な意向が介入する余地があるのかないのかということ判断する材料になるかと思えますので、そこはおさえておいても良いのかなと思ったところです。</p> <p>熊本市の担当部署はどこになるのでしょうか。</p>
那須総務課長	<p>契約に関する部署として、契約政策課がございます。</p>
鈴木会長	<p>一般競争入札も随意契約も担当する部署になるのですか。</p>
那須総務課長	<p>熊本市の契約制度について所管しております。</p>
鈴木会長	<p>基本的知識として審査会で共有しても良いかと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>委員了承</p>
鈴木会長	<p>他に何かございませんか。</p>
野田委員	<p>公共事業の発注について、私もインターネット等で調べたのですが、条件付き一般競争入札や指名競争入札などいくつか種類があるようですが、添付資料6の一覧に出てきている会社がどのような入札形式で契約されているかを確認する必要があるのではないかと思います。</p>
鈴木会長	<p>入札形式というのは、例えばどのようなものですか。</p>
野田委員	<p>例えば、随意契約であれば会社が指名されるわけですので、癒着の可能性も疑われるかと思えます。そのため、各会</p>

	社の契約が、一般競争入札によるものなのか随意契約によるものなのかを洗い出してはいかがでしょうか。
鈴木会長	一般競争入札なのか随意契約なのかという確認は比較的分かりますよね。
那須総務課長	はい。確認することはできると思います。
鈴木会長	それでは、入札形式を入れた資料をまた作っていただくということでよろしいでしょうか。
	事務局了承
鈴木会長	<p>再度整理させていただきます。</p> <p>まずは、熊本県選挙管理委員会及び総務省に対して、収支報告書の住所欄に企業の住所が記載されている場合、虚偽記載となるのか、企業献金としてみなされるのか、それから、パーティーの支払者の欄に参加人数を記入したら虚偽記載になるかという3点について問い合わせることとします。</p> <p>そして、調査請求者に対しては、「地位を利用し」や「有利な取り計らい」に関する具体的な事例と、収支報告書の住所欄の記載について改めて確認いただき詳細な情報を提供していただきたいと思います。</p> <p>あとは、熊本市の契約制度について基本的な知識を共有したいと思います。</p> <p>そして最後に、添付資料6の一覧については、一般競争入札なのか随意契約なのかを事務局から情報提供いただくこととしたいと思います。</p> <p>何か漏れている事項はありませんか。</p>
森副会長	住所欄の確認は、調査請求者だけでなく行政側も作業をしていくのでしょうか。
津田総務局長	調査請求者とはまた別の視点で確認するために、事務局としても作業する必要があると考えております。
鈴木会長	調査請求者へも依頼をしつつ、審査会としても事務局に協力いただきながら確認する作業が必要ではないか、という理解でよろしいでしょうか。
津田総務局長	そのように考えております。
鈴木会長	それでは、審査会としても住所欄に企業の住所が書かれているかどうかの確認を行うということで進めたいと思います。熊本日日新聞社は登記簿に基づいて確認されたという記事を読みましたが、審査会としても何に基づいて確認してい

	くかという点について検討しながら進めていきたいと思いをします。
吉見委員	熊本県選挙管理委員会及び総務省への確認事項として、献金を受ける側に、個人の住所か企業の住所かを確認する義務があるかどうかということも問合せしたほうが良いと思いました。
鈴木会長	政治団体側に、寄附者の住所が個人の住所か企業の住所かを確認する義務があるかどうかということですね。それでは、熊本県選挙管理委員会及び総務省には、これも含めて4点お尋ねするというところでよろしいでしょうか。
吉見委員	もう1点だけよろしいでしょうか。これはどちらに確認すれば良いのか分かりませんが、そもそも、献金する際の様式がどのようなものなのかが分かりません。 収支報告書に記載されている住所の大元となる資料が何なのか、先々の議論によってはそれも提出していただく必要があるかもしれないと思ったところです。
鈴木会長	様式は政治団体によって異なる可能性もありますよね。疑問点としてチェックしておきたいと思います。 冒頭で申し上げましたように、今日全て方針を固めるつもりはないので、また何かあればご意見を賜りながら議論していきたいと思います。
野田委員	調査を進めていく中で、プライバシーに配慮しなければならない場面が出てくるかと思いますが、公開と非公開の部分というのは、どのように対応していくのか確認させてください。
鈴木会長	事務局からご説明をお願いできますか。
那須総務課長	熊本市政治倫理条例の中で、当審査会は基本的には公開となっておりますが、やむを得ず非公開とすることも想定しております。その際は、委員の定数の3分の2以上の同意があれば非公開とすることが可能でございます。
鈴木会長	ありがとうございます。お気づきになったら、積極的に問題提起していただいて、都度判断していただければと考えております。よろしいでしょうか。
野田委員	承知しました。
鈴木会長	大きな方向性としては、調査請求書の4つの柱に沿って検討していくこととなるかと思いますが、被請求者すなわち市

	<p>長の弁明をいつ聞くかという点について皆様にご相談です。</p> <p>過去に当審査会で調査した4つの事案については、請求者とほぼ同時期に弁明を聞くパターンと、請求者からの説明や事実確認を行ったうえで弁明を聞くパターンの半分半分でした。</p> <p>今回の場合は、何か具体的な事実を明らかにしたうえで市長の弁明を聞かなければならない事例ではないと考えております。そういう意味では、先に両者の主張を聞くという趣旨も含めて、次回市長に来ていただいて弁明及び反論を伺ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
吉見委員	<p>まだ請求内容の具体的な事実関係が出てきていない状態で弁明を求められても、市長は回答しようがないのかなと思います。弁明で何を求めるかにもよりますが、今後、具体的事実が出てきた時には、再度来ていただいて弁明をしていただく必要がでてくるのかと思いますので、具体的事実が明らかになった後が良いと考えたのですが、いかがでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>私のイメージとしては、まずは調査請求書と添付資料に対する反論を伺って、両者比較しながら審議し、結論に行くプロセスの中で具体的な事実があった場合は、これを加味して判断していくというイメージです。</p>
吉見委員	<p>そうしますと、市長の弁明の機会は1回ではなく、最初に現段階での弁明をお聞きして、また具体的事実が上がってきた場合には、その時にまた弁明をお聞きするというのでしょうか。現段階での弁明を聞くという点については特に異論はありませんが、後から具体的事実が上がってきた時にも弁明の機会が与えられないといけないと考えておりますので、そこだけ懸念しております。</p>
鈴木委員	<p>具体的な事実が出てくるかどうかを前提にここでの議論は組み立てることができないので、やはり今出てきている範囲でどう判断するかという議論になろうかと思います。皆様いかがいたしましょうか。</p>
藤本委員	<p>まずは現段階での弁明をお聞きして、今後の議論の中で必要であれば、また来ていただくというくらいの柔軟性で良いのではないのでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>そのようにしましょう。それでは、ひとまず次回は市長に来ていただいて、調査請求書及び添付資料に対する見解をお</p>

	伺いすることとしたいと思います。おそらく、それを聞いたうえで、本日ご意見をいただいた作業や方向性にかかる進捗状況の報告を聞きながら、今後どうするという議論になっていくかと思います。よろしいでしょうか。
	委員了承
鈴木会長	本日予定していた議事は以上ですが、他に何かありませんか。
吉見委員	先ほどの私の発言について補足させていただきます。熊本県選挙管理委員会及び総務省に質問する内容として、政治団体側が献金者の住所を確認する義務があるかどうかということを確認する旨申し上げましたが、その確認の方法について、例えば、住民票や免許証等、裏付けとなる資料が必要なのかという点も併せて聞いていただけると、ありがたいと思いました。
鈴木会長	それでは、住民票や免許証等を確認する必要があるかという内容も含めて照会文を作成したいと思います。 事務局からは、何かございますか。
那須総務課長	1点確認でございます。熊本市の契約制度に関する説明につきましては、次回あるいはその次の機会など、いつ頃を予定されていますか。
鈴木会長	時間的に可能であれば、次回は、市長の弁明の契約制度の説明の2つを柱としたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	委員・事務局了承
鈴木会長	それでは次回はそのような形で進めていきたいと思えます。 事務局から次回の日程等について連絡をお願いします。
那須総務課長	9月の下旬から10月上旬あたりで調整し、改めてご連絡いたします。
鈴木会長	それでは、本日の審査会を終了いたします。ありがとうございました。